

暫定版

8月27日時点版

# Go To トラベル事業 (地域共通クーポン)

---

# 目次

1. 事業の目的 ————— P. 2
2. 地域共通クーポンの概要 ————— P. 5
3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで —— P. 1 8
4. 問い合わせ先 ————— P. 2 7

# 1. 事業の目的

# 1. 事業の目的

## 観光需要喚起による地域経済の回復

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、貸切バス、ハイヤー・タクシー、レンタカー、フェリー、飲食業、物品販売業など、裾野が非常に広く、地方経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けている



多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出



## 1. 事業の目的

**「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及・定着**

感染拡大の防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行って頂ける環境を整えることが重要



観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、本事業を通じて、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる

## 2. 地域共通クーポンの概要

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (1) 地域共通クーポンの給付額

- ・ **旅行代金の15%相当額**を地域共通クーポンとして旅行者に配布  
※ 旅行代金の15%に1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入  
= 端数が500円以上の場合は1,000円を付与
- ・ 一人一泊あたり6,000円が上限（日帰り旅行は3,000円が上限）



## 2. 地域共通クーポンの概要

### (2) 発行形態・券種

- ・ **発行形態** : ①紙クーポン  
②電子クーポン
- ・ **発行券種** : ①紙クーポン : 券種1,000円  
②電子クーポン : 券種1,000円、2,000円、5,000円

#### イメージ

##### ①紙媒体のクーポン（商品券）



##### ②電子媒体のクーポン



※ 取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンのいずれか一方のみを取り扱うこととしても構わない。



## 2. 地域共通クーポンの概要

### (2) 発行形態・券種

#### 【①紙クーポン】

・発行券種：券種1,000円

**【利用エリア】**  
旅行会社・宿泊事業者で  
スタンプを押印

(例) 宿泊地＝長野県の場合

**長野県**  
群馬県 埼玉県  
新潟県 富山県  
山梨県 岐阜県  
静岡県 愛知県

**【取扱店舗控】**  
取扱店舗で保管

Go To トラベル事業

**GOTO**  
トラベル

地域共通クーポン

利用エリア

長野県  
群馬県 埼玉県  
新潟県 富山県  
山梨県 岐阜県  
静岡県 愛知県

**見本**  
1,000円

有効期間 2020.11.1 2020.11.3

切取無効

地域共通クーポン  
1,000円

**表面**

【偽造防止対策】  
隠し文字等

**【有効期間】**  
旅行会社・宿泊事業者で  
記入orスタンプを押印

**2020.11.3**

**裏面**

¥1,000

000000 0000000000

**QR**

取扱店舗専用QR

**【取扱店舗控】**  
取扱店舗へ  
使用済みクーポンを換  
金するにあたり、万が一  
金額に差があった場合、  
この半券が必要になり  
ます。  
入金完了を確認するま  
で大切に保管ください。

**Go To トラベル事業**  
地域共通クーポン  
(ご使用に関してのご注意)

**見本**

- ・利用期間が利用期限にスタンプの無いものは、利用できません。
- ・券面にスタンプされた、有効期限内、利用エリア内に限り利用できます。
- ・取扱店舗の取扱要領等の詳細については、ホームページをご確認ください。
- ・本券の半券への換金・返金・現金との引き換えはできません。
- ・引換・再発行は致しません。また釣換は出ません。
- ・発行された場合、必ず取扱店舗へクーポンをご返却ください。
- ・本券の取り扱い、利用者に代わって取扱店舗が得意担当の給付金を受け取ることを希望したものとみなします。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況や災害発生等により、利用できなくなる場合があります。

(お問い合わせ)  
Go To トラベル事業 コールセンター  
Tel: 0570-002442

発行：国土交通省 観光庁

0000000000

0000000000

【本券】  
事務局に郵送して  
精算

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (2) 発行形態・券種

#### 【②電子クーポン】 ・発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円

① 受取ページへの  
ログイン

② 発行したい券種を選択

③ クーポン発行

④ 取扱店舗のQRコード  
読み取り

ようこそ、Go To Travelクーポンページへ  
旅をおとくに、思いっきり楽しもう！

GoTo travelクーポン  
宿泊施設へのチェックイン金、発行可能になります。

予約した旅行会社  
旅行会社を選択して下さい

予約番号、受付番号等  
番号を入力して下さい

クーポンをみる

クーポンを発行  
以下の中から使いたい金額を選んでください  
これ以外の単位で使用することはできません。

残高 有効期限 10月22日  
¥8,000  
No.1234567890123456

利用可能店舗：長野/富山/新潟/山梨/岐阜/静岡  
※利用可能店舗：岐阜県各務原市各務原駅前  
※注文日から14日間有効となります。

利用する金額を選ぶ  
¥1,000 ¥2,000 ¥5,000

クーポンを発行する

クーポンを発行  
以下の中から使いたい金額を選んでください  
これ以外の単位で使用することはできません。

クーポンを発行しました  
¥2,000  
残高 ¥8,000

今すぐ使う  
LINEで送る  
とっておく



⑤ 店舗に提示し  
決済確認

※取扱店舗においては、登録完了時に提供されるQRコードを置けば、特段の設備の用意は不要。



### (3) 有効期間

- ・ **宿泊旅行の場合** : **宿泊日及びその翌日**
  - ・ **日帰り旅行の場合** : **旅行の当日**
- ※ 別途お知らせする地域共通クーポン制度開始日以降に開始する旅行を対象とする。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、地域共通クーポンの配布及び利用を全部又は一部停止することがある。

#### 2泊3日旅行の場合

##### 有効期間

11/21

Day1

(宿泊)

11/22

Day2

(宿泊)

11/23

Day3

#### 日帰り旅行の場合

##### 有効期間

11/21

Day1

(日帰り)

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (4) 利用エリア

- ・ **宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県**

宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）が **福島県** の場合

#### 利用エリア



- ※ 複数の宿泊地を内容に含む旅行の場合にあつては、最初の宿泊地においてすべての地域共通クーポン（最初の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用エリアとするもの）を旅行者に配布する。ただし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができる。



## 2. 地域共通クーポンの概要

### (5) 利用可能店舗

- ・ **地域共通クーポンの取扱店**として、Go To トラベル**事務局の登録**を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。）
- ・ 地域共通クーポンの利用対象とならない商品・サービスについては、観光庁において調整中。
- ・ 地域共通クーポン取扱店かどうかは、**店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表**により、旅行者にわかるよう可視化

#### ステッカーのイメージ

使用可能なクーポン  
(紙・電子) を可視化

GO TO  
トラベル

地域共通  
クーポン  
取扱店舗

ご利用可能なクーポン

紙クーポン  
 電子クーポン

この店舗の所在地

郵便番号

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (6) 地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先		発行形態	旅行者に配布する主体
① 旅行業者等	店頭販売	紙	旅行業者等
	WEB販売等	紙	宿泊施設 (宿泊施設の了承が必要)
		電子	事務局
② 宿泊施設		紙	宿泊施設

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、登録完了後にあらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

※ **旅行業者等・宿泊施設**は、旅行者に紙クーポンを引き渡す際、**利用エリア及び有効期間をスタンプ等により記載**した上で、旅行予約ごとに、配布する**紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管**するか、裏面右上の**QRコードを読み取り記録・保管**する必要がある。





## (7) 地域共通クーポンの配布方法

### ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

#### 原則

- 旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）

旅行業者等



旅行者



- ※ 旅行の申込がキャンセルされた場合には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める  
(仮に返還が行われない場合には、事務局は当該旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う)

## (7) 地域共通クーポンの配布方法

### ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

#### WEB販売等

#### i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布 (チェックイン時)



#### ii) 電子クーポンを配布 (旅行日当日)





## (7) 地域共通クーポンの配布方法

### ② 宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

宿泊施設



旅行者



- ※ チェックイン後に宿泊内容の変更（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、当該宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める  
（仮に返還が行われない場合には、事務局は当該宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う）

(8) 地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項 (禁止事項)

地域共通クーポンと現金との交換



地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



### **3. 地域共通クーポン取扱店舗の 登録から精算まで**



### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

## (1) 登録申請

### ① 登録申請方法

- ・地域共通クーポン取扱店舗となることを希望する者は、申請に必要な書類に必要な事項を入力又は記入し、以下のいずれかの方法で申請

※ 登録申請は、法人単位で行う。 複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗について とりまとめて申請を行う。(フランチャイズ店、商店街、大型商業施設等は特例有)

#### 1) 公式ホームページで申請

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (Go To トラベル事業者向けサイト)

#### 2) 郵送で申請

〒100-6051 東京都港区西新橋1丁目24番14号

「Go To トラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」

※ 郵送による申請を希望する場合であって、申請書類一式が必要な場合には、Go To トラベル コールセンターに連絡



### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

## (1) 登録申請

### ② 申請に必要な書類

① 取扱店舗登録申請書

店舗名、担当者氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、定休日、営業時間、取扱希望クーポン（紙・電子）等を記入

② 取扱希望店舗リスト

同意いただく参加条件の詳細は追ってお知らせします

③ Go To トラベル事業参加同意書

④ 口座確認書

遵守すべきガイドラインの名称を記入した上で遵守を誓約

⑤ 口座情報が確認できる書類

（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

⑥ 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類

（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証・免許証の写し等）

※ 公式ホームページで申請する場合には、申請様式のダウンロードは不要





## (3) 利用者からの受取の際のフロー

①お会計（支払い額の提示）

②旅行者から地域共通クーポン使用の意思表示

③商品・サービスが地域共通クーポンの**利用対象**か確認

④地域共通クーポンが**偽造等**されたものでないかを確認  
地域共通クーポンに印字された**利用エリア**と**有効期間**を確認

⑤利用者から地域共通クーポンを受け取り商品等を受け渡し

⑥ミシン目に沿って地域共通クーポンを**切り離して保管**



精算へ



入金確認まで保管

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

## (4) 精算

### ① 紙クーポンの換金請求方法

① 換金用伝票に  
必要事項を記入

※ 換金用伝票は登録時に配布する  
ほか、HPよりDL可能

② 換金用伝票を  
表紙にしてクーポンを  
輪ゴムで束ねる



使用済み地域共通  
クーポンの本券

③ 封筒又は段ボールに  
宅配伝票を貼り送付



### ② 電子クーポンの換金請求方法

- ・利用者がQRコード標識を読み込み**電子クーポン**を利用することにより、**換金の請求が自動的に**行われる。



## (4) 精算

### 【紙クーポンの場合】

エリアごとに月2回指定

締日から30日以内に振込

※電子クーポンは2週間以内

締日

事業者が  
クーポン券  
受取

事業者から  
換金請求

※郵送料は  
事務局負担

事務局にて精算  
(本券QRコード読込)

登録口座  
へ振込  
※振込手数料は  
事務局負担

受け取ったクーポン券の有効期間の  
末日の翌月の第2締日までに請求

複数の取扱店舗を持つ事業者は、とりまとめて請求  
(フランチャイズ店、商店街、大型商業施設等について特例有)

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

## (5) フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	クーポン券の精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて申請	とりまとめて請求
フランチャイズ店	<b>原則</b> とりまとめて申請 〔本部を1事業者として登録をすることも可〕	とりまとめて請求 <b>可能</b> 〔本部を1事業者として精算することも可〕
商店街 ・ 大型商業施設等	〔商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて〕 とりまとめて <b>申請可能</b>	〔商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて〕 とりまとめて <b>請求可能</b>

※ 取扱店舗の申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。

※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。



## (6) 登録の取消し

- ① 申請内容に虚偽等があった場合
- ② 地域共通クーポン取扱店舗が取扱要領の規定に違反した場合
- ③ 地域共通クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④ その他の地域共通クーポン取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合



**地域共通クーポン取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す**

※ 事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめる商店街・大型商業施設その他の者を含む）から報告を求め、また、立入調査を行うことができる

※ 取扱店舗登録が取り消された場合、以後、地域共通クーポンの取扱いを行うことができない

※ 不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る

## 4. 問い合わせ先



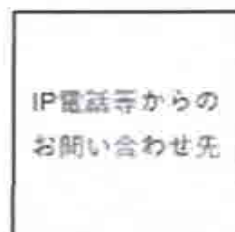
## 4. 問い合わせ先

### Go To トラベル事業 コールセンター



**0570-017-345**

受付時間：10:00～19:00 年中無休



回線数増設しました！

**03-6747-3986**

受付時間：10:00～19:00 年中無休

### Go To トラベル事務局公式サイト

#### ▼ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

#### ▼ 旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp/>